

【事業所概要票】

計画・別紙1

法人又は屋号(予定)名		担当者		
下記の項目に記入のうえ、該当する項目については注意事項(※)を読み、チェック□をして下さい。 (注意事項に関しては要件の全てではありません)			労働局 記載欄	
1	計画日前日における企業全体の常時雇用する労働者数及び法人の場合は資本金を記入して下さい。		□大企業 □中小企業	
	(常時雇用する労働者)	人		(資本金又は出資額)
2	申請事業主について、親会社、子会社及び関連事業所が存在しますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその企業名 (企業名) ※関連会社や、親族の経営する会社など、事業主と密接な関係者との取引は、費用の対象経費として認められません。□ ※別法人の立て替え払い、事業主名義以外での立て替え払いをした経費は対象となりません。□			
3	申請事業所(当該設置・整備事業所)の事業開始日はいつですか (平成 ・ 令和 年 月 日)			
4	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産工事を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 ※賃借施設の内装工事であって、所有者(貸主)の行う新築工事と同時進行の工事は対象経費として認められません。□ ※引き渡し日が計画期間内にない場合は対象経費として認められません。□			
5	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産の購入を予定していますか(土地を除く) (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円			
6	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、不動産の賃借を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 ※賃借期間の初日が計画期間内にない場合は対象経費として認められません。□			
7	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、動産の購入を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 ※原則として本体価格のみを対象経費とし、付属品・オプション代は除外します。□ ※事業に供する物として一般的に高級・高額とされるものは原則対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)自動車検査証の使用者欄に設置・整備事業所が記載されていなければ対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)車両使用簿の備え付けがない場合、対象経費として認められません。□			
8	申請事業所の設置・整備にかかる費用について、動産の賃借を予定していますか (いいえ ・ はい) はいの場合はその内容と予定額 (内容) (金額) 円 ※賃借期間の初日が計画期間内にない場合は対象経費として認められません□ ※原則として本体価格のみを対象経費とし、付属品・オプション代は除外します。□ ※事業の用に供する物として一般的に高級・高額とされるものは原則対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)自動車検査証の使用者欄に設置・整備事業所が記載されていなければ対象経費として認められません。□ ※(車両の場合)車両使用簿の備え付けがない場合、対象経費として認められません。□			
9	対象労働者の雇入れ計画等 ①無期雇用労働者 () 人 ②有期雇用労働者 () 人 ※地域雇用開発コースでは雇用予約(職業紹介より前の面接)があった場合、沖縄若年者コースでは一般公募でない場合(縁故採用)は対象労働者として認められません。□ ※雇い入れ当初から、本人が希望する限り65歳以上に達するまで勤ける条件ではない場合、対象労働者として認められません。□ ※有期雇用の者においては、更新に関して制限を設けている場合(会社の経営状況、本人の能力、契約満了時の業務量など)は対象労働者として認められません。(労働者全員が希望すれば更新が可能である、自動更新であるなど無期雇用と同視できる場合を除く)□			
10	上記9に加え、新卒者の採用を予定していますか。 (いいえ ・ はい) はいの場合はその人数 () 人 ※地域雇用開発コースでは対象労働者の1/3まで、沖縄若年者コースでは中小企業に限り4人目以降に新卒者を対象とすることができます。□			